

鳥取大学文芸部定款

第一章 「定義」

第一条 「名称」

我々は、我々のサークルの名称を「鳥取大学文芸部」と定める。
以下、これを“部”と略する。

第二条 「目的」

当部の目的は、あらゆる形の文芸の研究・及びその創作であり、また、その過程によって部員間の交流を計り、併せて文芸界の一翼を担うことにある。

第三条 「正部員」

当部は、本条で定めるところの正部員を基礎として、構成される。
正部員たる要件は、当大学に学籍を持つ、或いは当部が特に認めた者であり、かつ、本定款第十三条の細則中に定めるところの入部手続きを行ったものの二点である。

第四条 「部員の義務、及び権利」

第一項 創作権

部員の持つ創作権は神聖であり、当部内でこれは保証される

第二項 参加権、及びその義務

全ての正部員は、部の行う全ての活動に参加する権利を有し、またその義務を負う。ただし、本定款に特に定めるところはその限りではない。

第三項 部費納付の義務

全ての正部員は、細則に定めるところの部費を、本定款第七条に定めるところの会計に納付する義務を有す。

第四項 社会的義務

全ての部員は、その如何なる活動に際してもその周辺社会に対し何等害を与えることなきよう計らう義務を有す。この条項は本定款における全ての条項に対して優先される。

第二章 役員

第五条 「常任役員」

役員は、常任の者として以下の三名を置くものとする。

I 部長

II 会計

III 編集長

第六条 「部長」

第一項 部長の選出、任期は本定款第九条に定めるところの部会により決定する。

第二項 部長はその部の通常の活動について司る。

第三項 部長は部会を主催する。

第四項 部長の就任、及び罷免は部会により決定する。

第五項 部長は部の通常の活動において責任を負う。

第六項 部長は会計、及び、編集長に対し監査権を持つ。

第七条 「会計」

- 第一項 会計の選出、任期は本定款第六条第一項に準ずる。
- 第二項 会計は部の予算について司る。
- 第三項 会計は本定款第十一条に定めるところの予算調整委員会を主催する。
- 第四項 会計の就任、及び罷免については本定款第六条第四項に準ずる。
- 第五項 会計は部の公平な利益のみ責任を負う。
- 第六項 会計は、部長、及び編集長に対し監査権を持つ。

第八条 「編集長」

- 第一項 編集長の選出、任期は本定款第六条第一項に準ずる。
- 第二項 編集長は、部の全ての創作活動を司る。
- 第三項 編集長は、その編集行為により部の正常かつ永続的な発行物刊行を計る。
- 第四項 編集長は、本定款第十条に定めるところの編集委員会を主催する。
- 第五項 編集長は、全ての創作物の再要権を有する。
- 第六項 編集長の就任、及び罷免については本定款第六条第四項に準ずる。
- 第七項 編集長は、部の正常な創作活動にのみその責任を負う。その職務を遂行するに当たって成された全ての行為は、定款に反する場合を除き、責任を問われない。
- 第八項 編集長は、部長、及び、会計に対し監査権を持つ。

第三章 「活動」

第九条 「部会」

- 第一項 部会は、部の最高意志決定機関である。
- 第二項 部会は、全て正部員でこれを構成する。
- 第三項 議長は部長がこれを勤める。ただし、部長自身が議題に関している場合、部会はこの議題の発案者以外の正部員より臨時議長を選出する。
- 第四項 全ての部員は、部会で行った演説、討論、または評決について、部会外で責任を問われない。
- 第五項 強制委任は無効である。正部員の評決権は個人的である。
- 第六項 通常部会は毎週開かれるものとする。召集方法、開催日については、細則でこれを定める。
- 第七項 全ての部員は、緊急時、部の意志決定が必要とされる場合、その名に於いて、部会の臨時会を召集することが出来る。
- 第八項 部会は、正部員の三分の二以上の出席がなければ、議事を開き議決することが出来ない。部会の議決は、本定款、及び細則に特別の定めのある場合を除き、出席した正部員の過半数でこれを決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。
- 第九項 全ての正部員は部会に出席する義務を負う。やむをえず欠席する場合は、その旨を部会開会までに本人が役員に届けなければならない。
- 第十項 部会は、全ての部員に対して出席を要求できる。
- 第十一項 部会は、全ての部員に対し公開とする。編集長は議事録を作成し、その全文、もしくはその要約を部報に掲載しなければならない。
- 第十二項 部会は、選挙を管理する。ただし、被選挙人である部員は、これに加わるこ

とが出来ない。

第十条 「編集委員会」

第一項 編集委員会は、部の刊行物の編集、発行を行う常設委員会である。

第二項 編集委員会は、全正部員で構成され、編集長が主催する。

第十一条 「予算調整委員会」

第一項 予算調整委員会は、予算作成時に会計の名によって召集される。

第二項 予算調整委員会は、主催たる会計の外、次のメンバーにより、構成される。

部長は、部全体の利益を守り、その増進を計るため、これに参加する。

編集長は、部の編集関連予算作成のため、これに参加する。

会計によって指名され、部の承認を得た、正部員は予算調整委員としてこれに参加する。

第三項 予算調整委員会は、予算を作成する。

第四項 予算調整委員会の議決は全委員の合意を持ってし、合意が得られぬ場合は、会計の決するところとする。

第十二条 「発行物」

部は、次の発行物を発行する。

I 本定款、及び細則で定められた、各種公文書。

II 部誌。これは、年二回以上発行とする。

III 部報。これは、月刊とする。

第四章 各種義務事項

第十三条 「入部」

入部の手続きに関しては、細則によりこれを定める。

第十四条 「退部」

第一項 退部の手続きに関しては、細則によりこれを定める。

第二項 部会は、次の事項に該当する部員に対して強制退部、またはそれに準ずる処置を行うことが出来る。

I 部の名を汚したもの。

II 部の活動運営を妨げるもの。

III 部費の滞納が著しいもの。

IV その他、定款を著しく犯したもの。

第十五条 「役員選出」

第一項 役員の定数は、それぞれ一名とし、細則で定められた改選期に於いて、改選されるものとする。

第二項 役員の選挙は立候補制とする。立候補者が定員の時は信任投票。また、その数が定員を過出した場合、普通選挙を行うものとする。

第三項 前項に於いて、立候補者が定員に満たない場合、前任役員がこれを指名することが出来る。

第十六条 特別役員・OB部員

第一項 役員は、その名に於いて有能な人物を部会の承認を得て、特別部員とすること

が出来る。

第二項 正部員は、本学卒業、もしくは研究室配属時を以て正部員よりOB部員に移行することが出来る。

[追加、変更]

第二章 役員

第五条 「常任役員」

役員は、常任の者として以下の四名を置くものとする。

- I 部長
- II 総務（副部長）
- III 会計
- IV 編集長

第九条 「総務（副部長）」

第一項 総務の選出、任期は本定款第六条第一項に準ずる。

第二項 総務は部長の補佐を行う。

第三項 総務の就任、及び罷免については本定款第六条第四項に準ずる。

第四項 総務は部の正常な運営において責任を負う。

第五項 総務は部長、会計、及び編集長に対し監査権を持つ。

／ 文芸部 機関図 ／

